答 弁 第 二 三 九 号平成二十八年四月十五日受領

内閣衆質一九〇第二三九号

平成二十八年四月十五日

内閣総理大臣 安 倍 晋二二

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出公文書管理法施行五年後見直しに関する検討報告書に関する質問に対し、 別紙

答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出公文書管理法施行五年後見直しに関する検討報告書に関する質問に対する

答弁書

一について

公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第五条及び第六条において、行政機関の

長は、行政文書を適切に整理し、及び保存することとされており、政府としては、これらの規定にのっと

各行政機関において行政文書を適切に整理し、及び保存することが重要であると考えている。

一について

御指摘の試みを含め、公文書管理委員会が取りまとめた「公文書管理法施行五年後見直しに関する検討

報告書」で提言された内容を踏まえ、公文書管理制度の見直しの検討を進めてまいりたい。